＜材料納入伝票の提出について＞

1. 変更内容

「材料納入伝票」提出の要否について

【変更前】

材料種別ごとに、施工計画書等に記載した数量と実施数量の比較表、一覧表を作成し、伝票のコピーを貼付けて提出する。

【変更後】

【伝票の提出が必要なもの】:伝票だけが品質を証明するもの

地盤改良材、塗料、コア抜きできない橋面舗装、橋梁補修材、中込め注入材などは、伝票の提出、数量の確認、集計表の作成を必要とする。

【伝票の提出が不要なもの】

上記以外は、全て提示とし、提出は不要。

また、品質(材料承諾願の規格等)について納入伝票のチェックを行うが、数量の確認は要しない。(集計表も不要)

※県の出来形管理基準及び規格値、品質管理基準及び規格値、写真管理基準（案）に基づき、所定の管理方法、管理基準、規格値にあることを確認し、成果表として整理し提出すること。盛土、路盤の現場密度の測定、コンクリートの打設までの時間を含めた施工状況確認は、特に注意すること。

※受注者は、検査時に求めに応じて書類（伝票）を提示できるように準備しておくこと。

【問合せ先】
倉敷市総務局総務部工事検査課技術管理室
電話：（０８６）４２６－３４５３